

3 栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合及び栃木県鬼怒川南部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第5号にあっては、にじます、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第6号にあっては、にじます、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第7号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかを、内共第15号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、掛釣（あゆを採捕する場合に限る。）、擬似おとり釣、投網、四手網、たも網、手網、やす突（特殊やす突を除く。）、筌（網使用のどじょう筌を除く。）又は板荷押以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
網漁具	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四手網	間口2メートル未満のもの
たも網	円形のものであって口径60センチメートル未満のもの
手網	方形又は三角形のものであって長辺の長さ1メートル未満のもの
やす突	船利用特殊やす突以外のもの
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
筌	簀目こま5ミリメートルを超えるもの 筌に使用又は施設する袖又は通堤類が各1メートル未満のもの

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁具及び漁法	区 域	制 限
竿釣及び手釣	大谷川特別漁場	1組
	上記以外の漁場	計3組以内
四手網	大谷川特別漁場以外の漁場	1組

注 大谷川特別漁場とは、大谷川霧降大橋上流第十二床固から霧降大橋下流所野第二床固までの区域をいう。

4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。

大谷川（神橋地区）	日光市上鉢石町地先神橋中心線から上下流50メートルの区域	1月1日から12月31日まで
釜川	宇都宮市天神2丁目地先田川合流点から上流同市松原3丁目地先兜橋に至る区域	同上
江川	宇都宮市下栗地先暁橋から同市瑞穂野船着場下流100メートルに至る区域	同上
西鬼怒川	宇都宮市下ヶ橋地先西川橋から上流の区域	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（全長制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いwana及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金	
年	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	特別漁場及び 特設釣場を除 く区域	1年	13,200円	1,600円
	普通釣券	あゆ以外の 魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1年	6,500円	1,600円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1年	4,600円	1,600円
	2等遊漁券	全魚種	投網、掛釣、四手網 、たも網、手網、や す突、徒手、手釣、 竿釣、板荷押及び釜	同上	1年	20,900円	1,600円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及びや す突	同上	1年	4,400円	1,200円
	学生普通釣券	あゆ以外の 魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及びや す突	同上	1年	1,100円	—
日	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1日	2,700円	1,600円
	普通釣券	あゆ以外の 魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1日	1,500円	1,000円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1日	800円	—

(漁場監視員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場監視員を指名することができる。

2 漁場監視員は、別に定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30(2018)年8月31日から施行する。